

千葉県立保健医療大学大学院準備室設置及び運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学院の設置に向けた調査及び準備を推進するため、大学院準備室の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本学に、大学院準備室を置く。

(組織)

第3条 大学院準備室は、学長が指名する教員10名以内を室員とし、これをもって組織する。

(任期)

第4条 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 室員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第5条 大学院準備室は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学院修士課程の設置に係る基本構想の企画及び立案に関する事項
- (2) 大学院修士課程の設置に係る社会的要請、地域の需要及び既存大学院の動向等に関する調査及び分析に関する事項
- (3) 大学院修士課程の設置認可申請に関する事項
- (4) 大学院修士課程の学則及び諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (5) 大学院修士課程の教育課程及び教員組織に関する事項
- (6) 大学院修士課程の管理運営体制に関する事項
- (7) 大学院修士課程の入学者選抜試験の企画、立案及び実施に関する事項
- (8) 大学院修士課程の学校案内等の広報に関する事項
- (9) 大学院の将来構想及び施設整備に関する事項
- (10) その他大学院の設置に関して必要な業務に関する事項

(室長)

第5条 大学院準備室に室長を置く。

2 室長は、学長が指名をする。

3 室長は、大学院準備室の業務を掌理する。

4 室長は、教員に対し業務の遂行上必要な事項を指示することができる。

(副室長)

第6条 準備室に、副室長を置く。

2 副室長は、室長が指名をする。

3 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、室長が招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 会議は、室員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した室員の過半数をもって決し、可否同数のときは、室長の決するところによる。ただし、大学院準備室が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(専門部会)

第9条 室長は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(室員以外の者の出席)

第10条 室長は、必要に応じ室員以外の者に会議への出席を求め、意見を述べさせることができる。

2 室長は、文部科学省への設置認可申請を円滑に行うため、必要に応じ学外の有識者に会議への出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第11条 大学院準備室の庶務は、事務局学生支援課において処理する。

(議事録)

第12条 大学院準備室は、議事について議事録を作成する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、大学院準備室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、大学院が設置される前日をもって、その効力を失う。